令和7年度横浜市マイクロチップ装着推進事業

犬・猫へのマイクロチップの装着費用の一部を補助します

飼い犬・飼い猫が迷子になってしまったときに飼い主のもとへ早期返還するために、
令和7年4月1日（火）以降に施術した犬と猫のマイクロチップ装着費用の一部を横浜市が補助します。

- **補助頭数**：450頭程度
- **補助金額**：１頭につき、1,500円（ただし施術費用が1,500円未満の場合は支払った額）
- **対象者**　：市内に住所を有する個人
- **対象動物**：対象者が市内で飼育する犬と猫であり、次の条件をすべて満たしていること。
  ① 令和７年４月１日（火）以降に市内の登録動物病院でマイクロチップを装着していること。
  ※第一種動物取扱業者が営利を目的として飼育しているものは、補助の対象外です。
  ※ペットショップなどでマイクロチップ装着済の犬または猫を購入した場合は、補助の対象外です。
  ② 指定登録機関にマイクロチップの情報登録が完了していること。
  ③ 補助金申請時までに、登録証明書が申請者の手元にあること。
  ＜犬の場合＞
  ④ 狂犬病予防法に基づく犬の登録が横浜市にされていること。
  ⑤ 令和７年度狂犬病予防注射済票の交付手続きが済んでいること。

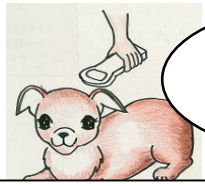

39214**********
世界で1頭の
15ケタの数字です

マイクロチップとは･･･直径２㎜、長さ約８～12㎜の円筒形の電子標識器具で、内部はＩＣ、コンデンサ、電極コイルからなり外側は生体適合ガラスで覆われています。 それぞれのチップには、世界で唯一の15桁の数字が記録されており、この数字を専用のリーダー（読取器）で読み取ることができます。動物の安全で確実な身元証明の方法として、世界中で広く使われています。

- 装着代金とは別に、マイクロチップの情報登録手数料が、別途かかります。
  これは補助金の対象となりませんので、ご注意ください。
- マイクロチップの情報登録方法等についてのお問合せ先
  環境大臣指定登録機関（公益財団法人日本獣医師会）：TEL03-6384-5320

マイクロチップ情報登録

※犬猫にマイクロチップを装着した飼い主は、その日から30日以内に環境大臣指定登録機関にマイクロチップの情報登録をしなければいけません。登録方法については指定登録機関へお問い合わせください。

- 申請方法　　：原則電子申請システム
  電子申請システムでの手続きが難しい場合は、マイクロチップ装着補助金交付申請書兼装着完了報告書に必要事項を記入のうえ、添付書類（裏面参照）とともに持参または郵送で裏面申請先へ提出（令和８年度からは申請方法を電子申請のみとします。）
- 申請受付期間：令和７年５月７日（水）から令和８年３月５日（木)まで
  ※本年度の予算がなくなり次第、申請期間内であっても終了します。

マｲｸﾛﾁｯﾌﾟ 装着推進事業

各種申請書類、登録動物病院名簿及び申し込み状況は横浜市動物愛護センターのホームページに掲載

申請までの流れ

1 登録動物病院名簿から装着施術を実施する動物病院を選び、マイクロチップ装着の予約をします。
※横浜市の補助金を申請することもお伝えください。
（登録動物病院名簿は、横浜市動物愛護センターのホームページ等で確認できます。）

2 登録動物病院で、対象の犬または猫にマイクロチップを装着します。

3 施術後、登録動物病院から領収書及びマイクロチップ装着証明書を発行してもらいます。

4 環境大臣指定登録機関へマイクロチップ情報の登録をします。

5 データ登録が完了すると、環境大臣指定登録機関から登録証明書が交付されます。
※オンライン申請の場合、環境大臣指定登録機関から登録証明書（PDF）がメール添付にて送られてきます。

6 必要書類（裏面に記載）をそろえて申請します。

登録証明書

→申請方法は裏面

令和7年度横浜市マイクロチップ装着推進事業

申請方法

電子申請による申請

申請者

①申請書の提出（申請フォームに入力）

【添付書類】（申請フォームにアップロード）
- ☐ 登録動物病院発行の領収書の写し：以下の記載があること
  ①発行日　②宛名が申請者本人のフルネームであること
  ③「領収」など支払済である旨　④対象動物の名前（又は動物種、性別、頭数）　⑤動物病院名
- ☐ 指定登録機関交付の登録証明書の写し
- ☐ 獣医師発行のマイクロチップ装着証明書などのマイクロチップ装着日が確認できる書類の写し
  ※領収書等にマイクロチップ施術の記載がある場合の確認は「装着実施日」の記載があること。（領収書等発行日の記載のみでは装着日の確認になりません。）
- ☐ 本人確認書類の写し（現住所が記載されている官公署発行のもの。個人番号（マイナンバー）の記載がないもの又は黒塗りしたもの。）

※領収書等の添付書類は申請日の翌年度から５年間保存してください。

申請書兼装着完了報告用フォーム
（横浜市電子申請システム）

横浜市

②審査
横浜市から申請者や登録動物病院に申請内容について確認調査を行う場合があります。

③交付決定兼額確定通知書の送付
郵送でお送りします。

④請求書の提出（請求フォームに入力）

【添付書類】
- ☐ 交付決定兼額確定通知書の写し

※請求用フォーム（横浜市電子申請システム）については、交付決定兼額確定通知書にご案内を同封します。

⑤補助金交付
指定の銀行口座に振り込みます。

窓口に持参または郵送による申請

マイクロチップ装着補助金交付申請書兼装着完了報告書に必要事項を記入し、
①申請書の提出 に記載の【添付書類】を添えて、横浜市動物愛護センターへ提出してください。

【申請先】
〒２２１－０８６４　横浜市神奈川区菅田町７５－４
横浜市動物愛護センター
TEL　045-471-2111　FAX　045-471-2133
開庁日時：祝日と年末年始を除く月～土、8：45～17：15

問合せ：横浜市動物愛護センター
TEL 045-471-2111　FAX 045-471-2133　e-mail ir-douai@city.yokohama.lg.jp